平成２３年（フ）第５０４号
大津市枝２丁目８番19号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字寺尻141番地
破産者　宮崎　大介
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５０号
大津市唐崎１丁目15番８号　ソレイユ唐崎205、前住所大津市柳川２丁目２番１―703号
破産者　中西喜代美
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０４号
京都市伏見区桃山町丹後10番地の１
破産者　尾関　康広
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５２６号
京都市西京区嵐山上海道町24番地17
破産者　村山　　進
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９９号
兵庫県加古川市加古川町木村689番地リバーサイド204号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町稲屋36番地の２グランプレステージ加古川Ⅱ―104号
破産者　ＫＯウォーターワークスこと　岡本　高介
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７１号
兵庫県宍粟市一宮町嶋田244番地１
破産者　塚元　伸季
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第４０号
長崎県大村市松山町625―１　松崎マンション202、住民票上の住所長崎県南島原市西有家町長野319番地第１
破産者　安達　静美
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
長崎県南島原市口之津町乙527番地２
破産者　髙橋　勝郎
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
長崎県南島原市加津佐町乙248番地第２
破産者　荒木　國博
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
長崎県雲仙市小浜町マリーナ12番地403
破産者　田﨑　美孝
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５９号
熊本市西区上代８丁目15番12号　エクレールシロヤマＡ棟203号室
破産者　岡本　孝志
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１８号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田986番地19
破産者　松永　隆喜
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６６号
福岡市西区石丸３丁目38番７―310号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区浄水通１番18―501号
破産者　井上準之助
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８７５６号
大阪市東成区大今里南６丁目３番10号　ローズマンション新深江401号
破産者　椋本　静子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２０９号
大阪市城東区諏訪３丁目５番15―503号
破産者　門田　方義
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９１号
兵庫県西宮市山口町船坂923番地２、前住所兵庫県西宮市名塩南台１丁目６番地５
破産者　アルフィー・ドゥことフェリースコーポレーションこと　髙津　謙二
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０８号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―220号
破産者　鰐渕　忠男
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１１号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目216番地の１サン野菊尼崎Ａ―206号、前住所兵庫県尼崎市今福１丁目１番10―306号
破産者　平瀬　陽子（旧姓阪本）
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５７号
札幌市厚別区厚別東１条３丁目１番20号
破産者　東島　　剛
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部